宮崎市児童・生徒全国スポーツ大会等参加激励金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、宮崎市の社会体育活動の振興及び発展に寄与することを目的として宮崎県又は九州代表として各種全国スポーツ大会等へ参加する宮崎市の小学校・中学校・高等学校に在学する者、又はその者が所属するスポーツ団体に激励金を交付するために、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「各種全国スポーツ大会等」とは、宮崎県内で開催されるものを除く以下のものをいう。

（１）公益財団法人日本スポーツ協会、日本スポーツ少年団又は全国を統括する社会体育団体（いずれも下部組織含む）が主催又は主管する大会で、国又は地方公共団体が主催、共催又は後援する九州規模以上の大会（ただし、国民スポーツ大会、全国障がい者スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会又は全国中学校体育大会等、他の機関（宮崎市以外の地方公共団体又は宮崎市スポーツ協会、宮崎県障がい者スポーツ協会、スポーツ少年団本部、中学校体育連盟若しくは高等学校体育連盟をいう。）から交通費等の全部又はその一部が助成される大会は除く。）

（２）前号の団体が全国から選抜して実施する強化合宿

（３）国を代表して参加する国際大会

（４）その他市長が認める大会

（対象者等）

第３条　激励金の対象者は、各種全国スポーツ大会等の宮崎県大会規模以上の予選を勝ち抜くか、各競技団体等からの推薦を受けて全国大会等に出場する団体又は個人とする。

２　激励金の交付は、別表に掲げる大会ごとに年度内１人あたり１回限りとする。

３　全国大会等の出場資格を得ている場合でも、激励金の交付申請を行う時点で全国大会等が中止となっている場合は対象外とする。

４　激励金の額は、別表に掲げる額以内で、予算の範囲内とする。

５　出場する競技において、プロ資格を有する者は対象外とする。

（交付申請）

第４条　申請者は、対象者の親権者又は法定代理人とする。（以下「親権者等」という。）ただし、親権者等の同意を得たときは、対象者が属する団体の監督又は引率者等が申請できるものとする。

２　申請は、事前申請制とし、大会開催後の申請は受け付けない。

３　激励金の交付を申請しようとする者は、次に掲げる書類を提出するものとする。ただし、別表に掲げる大会のうち、金額が定額となっているものは、委任承諾書（様式３）を省略できるものとする。

（１）宮崎市児童・生徒全国スポーツ大会等参加激励金交付申請書（様式１）

（２）参加者名簿（様式２）

（３）大会要項又は実施要項

（４）予選・選抜経緯の分かるもの

（５）委任承諾書（様式３）（親権者等以外が申請者となる場合）

（実績報告）

第５条　激励金の交付を受けた者は、次に掲げる書類を提出することをもって報告したものとする。
（１） 宮崎市児童・生徒全国スポーツ大会等参加激励金事業報告書（様式４）
（２） 大会結果が分かるもの

（激励金の返還）
第６条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、激励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、全国大会の会場地まで出向いたにもかかわらず、体調不良、災害等により出場できなかった場合は、この限りではない。
（１）全国大会等に出場しなかったとき
（２）不正な方法により激励金の支給を受けたとき
（３）その他激励金の目的に反すると認められたとき

附　則
この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。
附　則
１　この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。
２　宮崎市全国高等学校スポーツ大会参加激励金交付要綱（平成１５年４月１日伺定）は廃止する。
附　則
この要綱は、平成１９年７月２日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和４年２月１５日から施行する。
（施行期日）
１　この要綱は、令和４年２月１５日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
３　この要綱による旧様式の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表

大　　会　　名	金　額
第２条第１項第１号及び第２号のうち、全国規模もの	１人５千円 （上限７万５千円）
第２条第１項第１号のうち、九州規模もの	１人２千円 （上限３万円）
第２条第１項第３号に該当するもの	１人５万円 （上限２０万円）
ただし、日本国内で開催されるもの	１人５千円 （上限７万５千円）
市長が特に認めるもの	市長が認める額
ただし、下記大会については右記の額とする 全国高等学校野球選手権大会 選抜高等学校野球大会 全国高等学校サッカー選手権大会 全日本バレーボール高等学校選手権大会	１チームあたり ２０万円